

マージン率等の公開資料



労働者派遣法第23条5項目に基づき、下記の情報を提供します。
(対象：令和6年度（令和6年3月～令和7年3月）)

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
17	5	34,942	19,921	43.0%

・マージン率とは
派遣先より株式会社フラットに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

・マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）、登録会場費
	就業管理	派遣労働者の就業に関する費用 （登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
	営業	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- ・情報セキュリティ教育
 - ・ビジネスマナー教育
 - ・システム構築研修
3. その他参考と認められる事項
- 関東IT健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。
- ※社会保険加入者のみ
4. 本件に関する問い合わせ連絡先
- 株式会社フラット 管理部 03-6431-9896
5. 派遣労働者の待遇の決定に関わる労使協定を締結しているか否かの別
- ☐ 労使協定を締結していない
- ☒ 労使協定を締結している
- ・協定労働者の範囲（プログラマー、システム・エンジニア）
 - ・協定書の有効期間終期 令和8年3月31日